

- ケ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、本来は福祉避難所を設置しようとする施設の一部又は全部を借り受けるなどし、自ら実施するものであるが、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託できる。
- (ア) 市町村災害時の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用できるようにするため、委託できること。
 - (イ) 老人福祉センター等の場合は、本来的事業又は臨時的に本来的事業に関連した緊急一時的な事業を受託したものと見なせること。
 - (ウ) 入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たすため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。
- コ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の設置、維持及び管理の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併せて委託することができる。
- (ア) 福祉避難所の設置、維持及び管理と併せて委託する救助として、炊き出しその他による食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部について委託することが考えられる。
 - (イ) その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さないよう留意すること。
- サ 福祉避難所の精算に当たっては、避難所の供与のほかにも救助の一部又は全部を委託した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。
- ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助との重複が生じないときには、実施した救助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。
- 併せて、炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれらの救助全体を行って差し支えない。
- シ 福祉避難所の事業内容は、避難所の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談等であり、そのため支出できる費用は、クにかかわらず当該地域における通常の実費を加算できる。
- ス 福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。
- (ア) 対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費
 - (イ) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費
 - (ウ) 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費
- なお、生活に関する相談等に当たる職員は、社会福祉施設等における介助員相当を想定しており、その配置数を計算するに当たって、福祉避難所の対象者数に、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。

セ 福祉避難所の設置のために加算できる費用の額は、実額をもって定められていないが、通常、特別な理由がない限り、次により老人短期入所施設等の社会福祉施設等の運営に要する1人1日当たりの費用を大幅に下回ると想定されている。

(ア) 加算額が社会福祉施設等の運営費を大幅に下回ると考える理由

① 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の対象者は、緊急入所等を含め当該施設等で対応するので、通常は福祉避難所の対象とならないこと。

② したがって、災害時であってもこれら施設等の運営に要する費用を上回る費用が必要になることは考えにくい。

(イ) 福祉避難所における在宅福祉サービス等

① 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、本法による救助としては予定していない。

② 福祉避難所の運営に当たっては、保健福祉部局又は関係機関等と十分な連携を図り、各々で必要な対応が図られるよう十分に配慮すること。

ソ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。

(ア) 関係部局と連携を図り、シルバーハウジングへの入居又は社会福祉施設等への入所（緊急入所等を含む。）等を積極的に活用すること。

(イ) 基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅（福祉仮設住宅）等への入居を図ること。

タ 都道府県又は市町村は、福祉避難所の閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。

(6) 必要な書類

避難所には、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 避難者名簿

イ 救助実施記録日計票

ウ 避難所用物資受払簿

エ 避難所設置及び収容状況

オ 避難所設置に要した支払証拠書類

カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

2 応急仮設住宅の供与

(1) 趣旨

ア 災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の建設に代えて民間賃貸住宅の借上げを実施することもできること。民間賃貸住宅の借上げについては、優先的に借り上げられるよう、国土交通省及び厚生労働省による「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」（平成24年4月27日）や「災害時における民間賃貸住宅の活用（手引書のとりまとめ）について」（平成24年12月4日）等を参考にあらかじめ民間賃貸住宅の空き住戸の

把握や、関係団体等と協議・協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

イ 大規模災害時には、応急仮設住宅の早期設置のため、発災後当初は、一定の見込み戸数をもって一定戸数の早期発注・着工が重要となる。その後、被災住民への意向調査等によりニーズ把握を行い、追加で発注・着工することになるので、迅速な対応を図りたいこと。

なお、ある程度の空きが生じることはやむを得ず、その場合は内閣府と協議により災害救助費等負担金の対象経費となること。

(2) 対象者

法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。

ア 自らの資力をもってしては住宅を得ることができない者には、相当額の貯金又は不動産等がある者や住宅の再建ができるだけの一時的な借金ができるような者は原則として含まない。

(注) 迅速な対応が必要であるが、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等はなじまないし、また、実際に行っていないが、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

【参考】

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、被害の大きさや深刻さ等を勘案し、所得や資産等の資力要件について厳格な運用は行わず、必要と考えられる希望者にはできる限り供与できるようにした。また、雲仙岳噴火災害や口永良部島噴火災害においても災害の特殊性を勘案し、同様の考え方で供与した。

イ 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(注) 地滑り又は火山噴火等により、市町村長の避難勧告等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できない者などが考えられる。

【参考】

阪神・淡路大震災では、半壊と認定を受けた住家についても、取り壊さざるを得ない住家は全壊とみなして対象とした。

ウ 特別な事情があり、その他の者に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるときには、事前に内閣総理大臣に協議すること。

(3) 期間

ア 法による応急仮設住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するよう努めること。これにより難しいときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

イ 法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年である。この期間を超える延長を行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第8条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要であり、その場合には、内閣府と事前に連絡調整を図ること。

なお、民間賃貸住宅を借上げる場合の供与期間については、恒久住宅へ移転した者との均衡等を考慮して、建設による応急仮設住宅の供与期間（2年以内）の範囲内とすること。
（注）建設による応急仮設住宅の供与期間を延長するときには、①内閣総理大臣に協議の上、供与期間延長の同意を得るほか、②建築基準法上の問題を解決する措置が必要である。

【参考1】 具体的事例

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災では、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適用され、建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長され、これに伴い、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長の特別基準の協議を行い、国の同意の上、供与期間を延長した。

【参考2】 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第2条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第8条 建築基準法第2条第35号の特定行政庁は、同法第85条第1項の非常災害又は同条第2項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

（4） 基準額

ア 法による応急仮設住宅の1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。

なお、民間賃貸住宅の借り上げによる場合には、1戸当たりの支出できる費用（月額）は、基準告示の定める額に対し予定している供与期間の月数で除算した額以内であつて、地域における民間賃貸住宅の賃貸料と均衡を逸しない程度とすること。

（ア）1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

- ① 個々の応急仮設住宅の建設に当たっては、1戸建て又は共同住宅形式のもの、共同生活の可能なものなど、多様なタイプのもを供与して差し支えない。
また、被災者の家族構成、心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを設置することも差し支えない。
 - ② 迅速性が要求されることから画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供することがむしろ望ましい。
また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。
 - ③ 大規模災害等で多くの応急仮設住宅を設置する場合、迅速性が要求されるため、同一敷地に同一規格のもを機械的に設置しがちであるが、長期化も想定されるので、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置を工夫したり、異なるタイプのもを組み合わせる等の方法を検討することが望ましい。
 - ④ 大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるもの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。
 - ⑤ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。
 - ⑥ 大規模な応急仮設住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。
 - ⑦ 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすることが望ましい。
 - ⑧ 応急仮設住宅の建設に当たっては、相応の理由があるときを除き、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間の格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう、都道府県は広域的な調整を行うこと。
- (イ) 特別な事情があり、全体の平均が法による応急仮設住宅の1戸当たり規模の範囲内又は設置のため支出できる費用の額以内で対応できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。
- (ウ) 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用には、資材費、労務費、付帯設備費、輸送費及び建築事務費等を含むものである。
- ① 建築工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させた場合、当該従事者の実費弁償の額は、原則として法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に含むものとする。
 - ② 高齢者、障害者等の安全や利便に配慮した構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材等の費用、敷地内の建物に付帯する屋内外各種設備の整備費用は一定程度の範囲で含まれている。

なお、基準告示に定める応急仮設住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たって想定されている費用は、次の費用である。

- a 酷暑地や極寒地を除く地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材の費用
 - b 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
 - c 応急仮設住宅の周辺の屋外及び屋内の給排水等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む）等の整備費用
 - d 段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- ③ 敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に附帯する設備については、応急仮設住宅の附帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
- a 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
 - b 基準告示に定める応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。
- ④ 建物に附帯しない器具・備品の類は、原則として応急仮設住宅の附帯設備の対象とならない（ガス台、電灯の傘等は附帯設備とされている。）ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

【参考】「応急仮設住宅の附帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

- ・ 応急仮設住宅の一部となる附帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された（持ち運びできない）設備をいう。
 - ・ 持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。
 - ・ 応急仮設住宅の引き渡し時に整備済みの電球、電灯の傘、ガス台、消火器等の類は、特例的に法による応急仮設住宅の費用として差し支えない。
- （注1）法による応急仮設住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備がなされているのが通常だからである。
- （注2）電球、電灯の傘、ガス台等について、被服、寝具その他生活必需品で対応することも勿論差し支えないが、この場合、同費用で応急仮設住宅にあらかじめ整備して入居させるか、入居後に直ちに給与又は貸与するように留意すること。

- ⑤ 法による応急仮設住宅の建設用地は公有地を原則とするほか、特に問題がないときの被災者の土地等、無償提供される土地を予定しているので、法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に土地借料は想定していない。
- a 法に定める応急仮設住宅は、通常、その建物を指し、用地は予定していない。
 - b 原則として用地は被災地方公共団体等が確保するものと考えられており、有償の用地確保は次の理由から困難であると考えられる。
（a）法第3条の規定等から、応急仮設住宅の用地は都道府県が市町村等の協力も得て、事前に確保等しておくことが期待されていること。

- (b) 災害発生直後の混乱期に、適正価格を維持するための価格交渉は困難であり、有償による用地確保は、迅速な用地確保を損ねる可能性があるなど、災害時の緊急事態になじまないこと。

【参考】阪神・淡路大震災や東日本大震災における例

- ・ 当初の用地確保時点では、固定資産税を減免しなかった市町村が、民有地に同額程度の借料を支出した例もあったようであるが、減免市町村との均衡も考え、対象経費として計上して申請されなかった。
- ・ つまり、公租公課等の土地所有に伴う義務的経費は原則として免除し、免除せずに地方公共団体が負担した場合も、統一的に無償提供された土地と見なし取り扱うこととしたものである。
- ・ 応急仮設住宅の供与期間が2年を超えた時点で、当該期間を超える用地確保は予定されていないため、民有地の借料に限り特例的に支出することも考えられ、公租公課相当程度の額は予算化したが、今後への影響を考え、関係者の了承も得られたことから執行されなかった。

- c 応急仮設住宅の用地の借料は、以上のように通常は困難と考えられるが、阪神・淡路大震災を上回るような大都市部の著しく大規模な被害をもたらす災害については、特別の事情により内閣総理大臣の特別基準を設定し、支出を認める場合も考えられるので、そのような場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(注) 法第4条第1項第1号の規定は、応急仮設住宅の供与となっており、供与の概念は建物を設置するのみということを超えていると解しうる。

イ 建築資材等をリースにより法による応急仮設住宅を設置するとき（以下、「リース方式」という。）は、次により取り扱うこと。

(ア) リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度毎の契約とし、(イ)により年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、従来(ウ)により取り扱う事例も多い。

(イ) 単年度契約とし、年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

(ウ) リース方式により法による応急仮設住宅を設置し、建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費（最低限必要な敷地復旧費を含む。）の範囲内に限る。

- ① 当該年度に支出したものであること。
- ② リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。
- ③ 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。

(エ) リース方式による法による応急仮設住宅を(ウ)により取り扱い、2年未満で供与を中止する場合は、原則として次によること。

① 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とすること。

② 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求めない契約をする場合は、契約前に内閣府と十分に調整を図ること。

この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意すること。

③ リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還すること。

(5) 留意点

ア 法による応急仮設住宅(リース方式によるものは除く)は、その設置後は補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理されることを原則とする。

(ア) 補助事業により設置した応急仮設住宅は、設置後2年間は、内閣総理大臣の承認を受けず、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

【参考】交付要綱

第13条 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 適正化法第22条及び適正化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第1及び第2に定める期間並びに第4表に定める期間とする。

第4表

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
建物	応急仮設住宅	附帯設備を含む。	2年

3 都道府県は、本事業によって取得した財産について、前項の規定により定められた期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(イ) 財産処分の制限期間内は、内閣総理大臣の承認を得て処分することが必要であるが、通常、換価処分できるものは換価処分し、その収入は解体撤去等の処分のために必要となる経費に充て、なお残余があるときに負担率に応じた国庫返還金が課される。

(ウ) 内閣総理大臣の定める処分制限期間経過後は、有償譲渡等を含め都道府県の定めるところにより自由に処分できるが、その費用(解体撤去等に必要となる費用等を含む。)は都道府県が負担することを原則とする。

【参考】

阪神・淡路大震災では、次の理由により応急仮設住宅の解体撤去に必要な費用等（以下、「解体撤去費等」という。）を負担した。

- ・ 法第4条第1項第1号では、応急仮設住宅の供与と定められており、供与の概念は設置の概念を超えており、設置に要する費用を超える経費も対象となる可能性がある。
- ・ 現に、リース方式の応急仮設住宅の費用には解体撤去費等が含まれていると考えられ、また、避難所では、既存建物の現状復旧に要する費用等も対象としていること。

したがって、法的には解体撤去費等は必ずしも対象としないものではないとの考え方ができる。

- ・ 従来リース方式以外の解体撤去費等を認めて来なかったのは、解体撤去時にはその他の救助は行われていないため、形式的に再利用価値額相当を差し引くと、計算上は、令第23条の規定により負担の対象とならない年間100万円未満の支出になることが多いことが通例であるなどの事情も勘案の上、通常は設置に要する費用のみを対象として運用してきたものと考えられる。

- ・ 阪神・淡路大震災では、前例のない設置戸数で、従来の再利用の需要を超え、国内の再利用市場を遙かに上回り、資材等は廃棄物として処分せざるを得ず、その再利用価値はないと判断せざるを得なかったため、その費用も著しく多額となり、量的にも莫大で処分が困難であったことから、これを対象としない場合に、余りに被災府県に大きな負担を課する結果となるので、特例的に対象とした。

また、リース方式のものについても、用地の復旧のみ、通常、含まれている額を超えるものとして特例的に対象とした。

イ 既存建物の利用については、応急仮設住宅の建設に代えて、民間賃貸住宅の借上げとして実施することが考えられる他、特別な事情がある場合には、次によること。

(ア) 公有の倉庫等を、基準告示に定める応急仮設住宅設置のため支出できる費用を大幅に下回る額の範囲で改造等を行い、法による応急仮設住宅として供与することは、特例的に認めることもあるので内閣府と連絡調整を図ること。

(イ) 公有の倉庫等を改造して法による応急仮設住宅として利用する場合は、改造後の居住性等を十分に勘案するとともに、供与期間終了後の退去等にも問題が生じないよう十分に配慮する必要があること。

(ウ) 特に、被災者自身の所有する建物等を改造し、法による応急仮設住宅として供与することは制度の趣旨から原則として認められない。

【参考】

- ・ 阪神・淡路大震災では、大量の応急仮設住宅を早期に確保することが著しく困難であったため、一定期間、緊急に入居を必要とする要配慮者のみを対象に、賃貸住宅等を利用した法による応急仮設住宅を認めた。
- ・ 雲仙岳噴火災害では、ホテル・旅館等について一時借り上げ等を行ったが、一時的なものであり、地方財政措置により対応したので、地元自治体の事業と整理し、法による救助とはしなかった。

ウ 法による応急仮設住宅の供与は、必ずしも無償提供を予定したものではないが、通常は

行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例である。

なお、内閣総理大臣が定める処分制限期間内に何らかの収入があった場合は、その内容によって国庫負担相当額が返還となる場合もあるので、内閣府と事前に連絡調整を図ること。

また、内閣総理大臣が定める処分制限期間経過後は、例え有償で提供されるなどの場合であっても、原則として国庫への返還は必要ない。

(ア) 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費

(イ) 入居者の自治会等が徴収する共益費等

エ 応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

(イ) 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくこと。

オ 応急仮設住宅は、一時的居住の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであることから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。

(ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。

(イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。特に長期化が想定されるときには、これらの拠点として応急仮設住宅への集会施設の設置についても検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅の集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能である。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

(エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

カ 法による応急仮設住宅への入居後は、一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われぬのが通例であるので、次により、入居者が必要とする一般対策（災害復旧対策等を含む。）が十分に行き渡るよう配慮すること。

(ア) 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。

- (イ) 特に、大規模災害等の後には、心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）に対応するため、中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。
- (ウ) 被災者によっては精神的な打撃のため要望等が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師、その他各種行政相談員の訪問等により生活面や保健、医療面でのニーズの積極的な把握に努めること。
- (エ) 行政サービスの提供に当たっては、(ウ) のような事例に留意し、通常の場合以上に利用者の便宜を考え、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する等、関係部局の連携が図られるよう配慮すること。
- (オ) 大規模な応急仮設住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行うこと。

キ 法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあることを認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めること。

- (ア) 恒久住宅需要の的確な把握
- (イ) 住宅再建に対する支援策の周知徹底
- (ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- (エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- (オ) その他住宅等に関する十分な情報の提供等

【参考】平成27年9月関東・東北豪雨災害においては、民間企業より住宅の短期の無償提供の申し出があった。

※なお、このような場合は、被災者に対し、申し出を受けることで自力再建を果たしたとみなすことから、災害救助法による応急仮設住宅の提供は受けられない旨、よく説明しておくこと。

- ク 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、次により老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅（以下、「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。
 - (ア) 福祉仮設住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮すること。
 - (イ) 福祉仮設住宅は、老人居宅介護事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、調理室、風呂、便所等の一部又は全部の共同利用を前提とした設備とすることができる。
 - (ウ) 福祉仮設住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数として差し支えない。

したがって、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えないこととして差し支えない。
 - (エ) 福祉仮設住宅の生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置することが予定されており、本法により配置することは予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。
 - ① 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置すること。

② その他、居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備すること。

ケ 応急仮設住宅の集会施設は、概ね50戸以上の応急仮設住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に、居住者の集会等に利用するため設置できること。

また、この場合、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、内閣総理大臣と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。

(ア) 概ね一つの敷地内に設置した場合とは、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含む。

(イ) 1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は内閣府と協議して個別に定めること。

(ウ) 光熱水料等の維持管理費は都道府県が負担すること。ただし、市町村が各種サービスの提供に利用するため、その一部又は全部を負担すること、また、利用者の使用に当たっての実費徴収を妨げるものではない。

(エ) 管理運営は原則として都道府県が行うこと。ただし、市町村又は応急仮設住宅入居者による自治会に委託することは差し支えない。

(オ) (ウ) 及び (エ) のただし書きによる場合、関係者の協議により定めること。この際、都道府県は市町村等に過度の負担を課してはならない。

(カ) 応急仮設住宅の集会施設は、次により、応急仮設住宅の一部として設置できることとしている。

① 応急仮設住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考え、共同生活型の応急仮設住宅の共用設備と同様に、応急仮設住宅の一部として設けることができることとしたものである。

② 応急仮設住宅の一部であるから、通常は基準告示に定める1戸当たりの規模及び設置のため支出できる費用の範囲で対応すべきであるが、50戸以上という比較的大規模な仮設住宅には、これを超えて別に設置できることとしたものである。

(6) 必要な書類

法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 応急仮設住宅台帳

ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

エ 応急仮設住宅使用賃借契約書

オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 趣旨

ア 災害が発生したときには、備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被

害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して速やかに法による炊き出しその他による食品の給与を行うこと。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によること。ただし、調理等は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られない者に原材料等を提供することは差し支えない。

(ア) 法による炊き出しその他による食品の給与は、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者を対象としていること。

(イ) 災害により食物を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食物を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券の支給等によることは考えにくい。

① 現金又は食事券等により食事ができるような状態であれば、法による救助を実施しなければならぬような社会的な混乱は発生していないか、おさまったなどと考えるのが基本的な考え方として根底にある。

② このような状態であれば、法による救助の必要はなく、各自が購入すればよく、単に経済的な困窮等に対する給与であれば、法による救助とは性格が異なるので、必要であれば他制度で対応すべきとの考えである。

③ ただし、実際には、災害時に厳格な運用は困難なため、流通機能が回復し、自ら弁当等を購入できる状況であっても、避難所の設置期間中は、被災者が炊事ができない状態であるとして、法による炊き出しその他による食品の給与を継続することが運用上通例となっている。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与をできる期間は次によること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。

ア 法による炊き出しその他による食品の給与が必要な期間が予測できる場合、又は一定期間以上の給与の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議して定めること。

イ アにより給与期間を定められない場合は、とりあえず法による炊き出しその他による食品の給与期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて炊き出しその他による食品の給与が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により給与期間を延長できること。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とすること。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として基準告示に定める額以内とする。

(ア) 法による炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額は、日

々、個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならないということではなく、炊き出しその他による食品の供与を実施するために要した総費用を1人1日当たりに割り返して算出した平均額がこの額の範囲内であればよいということであること。

(イ) (ア) の1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること。

(ウ) 市町村長に救助の委任を行った場合は、原則として市町村毎に基準告示に定める額以内で実施することになるが、都道府県全体の平均がこの額以内で実施できる場合は、各市町村間の均衡を失しない範囲で都道府県知事が市町村長に対して基準告示に定める額を超えて支出することを承認して差し支えない。

イ 法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。

ウ 被災者等に提供されなかった原材料や弁当等の購入費は、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認めないことを原則としてきたが、大規模災害等、実態把握が困難で、かつ、人心の不安定な混乱期については、被災者の救助に万全を期する観点から、やむを得ない事情のため、被災者に消費されなかったものについても、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認められることもあるので、内閣府と連絡調整を図って実施すること。

【参考】

阪神・淡路大震災では、被災者に配布された全てのものが必ずしも消費されたとは限らないこと、また、必要数の把握が極めて困難で、不足をきたすことが騒擾へつながるおそれもあったことから、避難所へ配布したもの等について被災者に提供されたものと見なす取扱いとした。

(注) 従来の取扱いにおいても、例えば他に輸送する手段がなく、一刻を争う状況にあり、航空機等により投下したが、荒天等により誤って海上に落下し紛失したもの等については、例外的に認められる場合があった。

エ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費については、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として差し支えない。

(4) 留意点

炊き出しその他による食品の給与が長期化したときには次の点に留意の上、食料の質の確保を図ること。

ア 長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用についても検討すること。

イ 被災者やボランティア等の協力が得られたときには、多様なメニューを用意し、その中から希望に応じたものを給与する方法なども考えられる。

ウ 適温食の確保を図る観点から、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。

エ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による

炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等に配慮すること。

(ア) 避難所の簡易調理室の整備等については、原則として避難所設置のため支出できる費用による。

(イ) 調理に必要な鍋・包丁等の類は、原則として被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与によることとなるが、共同で利用する器具等の類は、簡易調理室の設備として整備して差し支えない。

(ウ) 法による炊き出しその他による食品の給与により必要な原材料等の給与又は調理等に必要な燃料等の提供を行って差し支えない。

(エ) 単に経済的困窮のため原材料等を求められない者に対する給与は法の予定するところではなく、応急救助を超えて、法による炊き出しその他による食品の給与は行えないので留意すること。

オ 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

(5) 必要な書類

炊き出しその他による食品の給与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、そのことが著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

ウ 炊き出し給与状況

エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

4 飲料水の供給

(1) 趣旨

災害が発生したときには、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して、速やかに法による飲料水の供給を行うこと。

(2) 期間

法による飲料水の供給を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による飲料水の供給が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の供給の必要性が明らかな場合は、その期間とする。

ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより供給期間を定められない場合は、とりあえず法による飲料水の供給期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により供給期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にい

ずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

ア 法による飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。

イ 都道府県知事は、災害等により緊急に水道水を補給する必要があると認める場合は、水道法第40条の規定に基づき、水道事業者（市町村長等）、又は水道用水供給事業者（一部事務組合等）に供給を命じることができる。

(ア) この場合には、供給に要した実費の額が法による飲料水の供給に必要な費用として支出できる。

(イ) その他の場合であっても、法による飲料水の供給を実施するために支出できる費用として、水の購入費も認められるが、真にやむを得ないときに購入できるものとしたものであるため、運用に当たっては慎重を期されたい。

特に、市町村が自らの所有する水を購入する費用を計上し、一般会計と特別会計で収支をやりとりするが如きは、特別な理由がない限り認められないので留意すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、水道用水供給事業者が被災地を含む一部事務組合であり、水の確保が難しい状況にあったことから、その購入費について対象とした。

ウ 法による飲料水の供給は、厳密に言えば、飲料水が不足するときに、飲料用の水のみを供給すべきであるが、法による救助として供給した飲料水を飲料用のみに限定して利用させることは現実的には困難であることから、やむを得ない事情にある場合には、次によることとして差し支えない。

(ア) 供給した水を飲料用のみに限定して利用させることは実際上困難であり、また、現実的ではないので、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない。

(イ) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水等、他の制度によるべき水の供給は含まない。

(4) 必要な書類

法による飲料水の供給を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

ウ 飲料水の供給簿

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 配布

ア 災害が発生したときには、備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布すること。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長すること。

とを原則とする。

(2) 対象者

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(3) 留意点

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障をきたさないようにするもので、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、次の点に留意して実施すること。

ア 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法により給与又は貸与しないこと。

ただし、損害を補償するような性格ではないものの、必要最小限という解釈の余りに厳格な運用は時代の実情にそぐわないこともあるので留意すること。

イ 住家の被害が要件を満たしていない場合でも、例えば船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、直ぐには帰来先に戻れないため、当面の被服、寝具その他生活必需品を得ることができないときは、給与又は貸与が必要な場合もある。

【参考】阪神・淡路大震災では、避難所で共同利用した毛布等は避難所の設置、維持及び管理のため支出できる費用とし、法による被服、寝具その他生活必需品の給与の大半を応急仮設入居時に避難所で共同利用したものを含まないで行った。

(4) 基準額

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害による損失を補填するものではなく、当面最低限必要なものを給与又は貸与するもので、そのために通常最低限必要な額が定められたものであるため、原則として、給与又は貸与に要する費用の平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、各々の世帯毎にこの範囲で実施するというものである。

なお、救助を要する期間の長期化等により個々の世帯毎にこれを超える額の給与又は貸与が必要な場合には内閣総理大臣に協議して実施すること。

また、船舶の遭難等により被服、寝具等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与を行う必要がある場合は、そのために支出できる費用の額等について内閣総理大臣に協議して実施すること。

(5) 時価評価

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第26条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、評価調書を作成しておくこと。この場合、特に著しい物価の変動がない限り、毎年度当初に行う時価評価によって行うこととして差し支えない。

また、世帯毎の支出できる費用の額の算定に当たっては、同一品目で価格の異なる場合、各品目別の平均価格で算定して差し支えない。

(6) 現物支給

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

(ア) 被服、寝具及び身のまわり品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

イ 被服、寝具その他の生活必需品の品目としては、地域及び時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、参考までに例示的に示すと、次に掲げるものが考えられる。

(ア) タオルケット・毛布・布団等の寝具

(イ) 洋服上下・子供服等の上着・シャツ・パンツ等の下着

(ウ) タオル・靴下・靴・サンダル・傘等の身の回り品

(エ) 石鹸・歯磨用品・ティッシュペーパー・トイレトペーパー等の日用品

(オ) 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の調理道具

(カ) 茶碗・皿・箸等の食器

(キ) マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の光熱材料

(ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗器材

(7) 現金給付は不可

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、炊き出しその他による食品の給与と同様の理由で、現物をもって給与又は貸与するものであるから、現金給付は勿論、商品券等の金券により給付を行うことは考えにくい。

なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは勿論である。

(8) 運搬・支給体制

物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

この際、都道府県等が調整した物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも予想されるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配布体制についても併せて検討すること。

(9) 必要な書類

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 物資受払簿

ウ 物資の給与状況

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

(注) 法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

6 医療

(1) 趣旨

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施すること。

ア 法による医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して行われるものである。

イ 簡単な処置等しかできない診療所しかない地域に、複雑な処置等を必要とする重症患者が発生したときも対象として考えられる。

ただし、この場合、救護班による応急的医療と必要な医療が行える医療機関への輸送のみを法による救助の対象とし、その後の医療機関における医療は法による救助としてではなく保険診療等を行うことを原則とする。

なお、救急車やドクターヘリによる医療機関への輸送については、災害の発生に関わらず平時より運用されているものであることから法の対象とはならない。

ウ 被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。

また、災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病については、法の趣旨から原則として対象とならない。

エ 法による医療の範囲は、災害時における医療機関の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する制度であるということに留意し、真に必要やむを得ない医療は十分になされなければならないが、同時に応急的な医療にのみ限定されるものであるため、救護班が要した費用の全てが必ずしも国庫負担の対象となるものではないことを留意されたい。

オ 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならない。

【参考】阪神・淡路大震災では、医療が十分できるようにならなかった上、避難所生活が相当長期にわたったことから、救護班等が行ったインフルエンザの予防接種等は特例的に法による医療と認めた。

(2) 対象者

ア 医療を必要とする者は、その医療を必要とするに至った原因は問われない。

即ち災害により負傷した場合は勿論、災害とは直接関係のない原因によるものであっても、また、被災者以外の者でも、災害により医療の途を閉ざされた者には等しく提供されるものである。

したがって、災害発生前から継続している疾病等も、災害発生日以降にかかった疾病等も、等しく医療を受けなければならない必要性に変わりはなく、現に、受けられないという者には提供されなければならない。

イ 患者の経済的要件も問われない。

法による医療は、災害により医療の途が閉ざされたために行われるものであるから、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、金銭の有無にかかわらず現に医療を受けられない者には提供されるもの

である。

(3) 医療の範囲

法による医療は、次の範囲内において行うこと。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 医療の方法

イ 法による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班によりできる限りの応急的な医療を行うこととなるが、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応すること。

この場合、原則として、救護班による応急的な医療及び患者の輸送についてのみが法による救助となるのは前述のとおりであり、このうち、輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。

ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。

この場合、原則として、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、国民健康保険の診療報酬（次の（注1）及び（注2）の場合は協定料金）の額以内で法による医療のために支出できる費用として認められる。

（注1）病院又は診療所には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。

（注2）医療には施術者が行うことができる範囲の施術を含む。

ウ 法による医療は、被災地の医療機能が混乱又は途絶等から法による医療が必要と判断される場合に、あらかじめ編成しておいた救護班等を被災地へ派遣し医療活動を行わせるものである。

（ア）あらかじめ編成しておいた救護班では十分な医療が確保できないときには、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により救護班を編成すること。

（イ）（ア）により十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。

（ウ）（イ）によるその他の医療機関等からの雇い上げが拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第7条の規定による従事命令により、これら雇い上げを拒否する医療機関等から医師、薬剤師及び看護師等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第7条の規定による従事命令は強制権によるものであるので、できる限り当該医療機関の理解を得て雇い上げによるように努力するなど、その運用に当たっては、慎重に取り扱われたい。

エ 救護班の医師等のスタッフは、当初は外科・内科系を中心に編成することとなるが、災害の規模・態様を勘案の上、突発的な土砂災害等の災害の発生直後における精神的なシ

ショックや長引く避難所生活による心労等に対し、対応することも重要であるので、医療機関での治療が困難な場合などについては、必要に応じ適宜口腔ケア、メンタルケア、いわゆる生活不活発病予防等の健康管理に必要な保健医療専門職等のスタッフを加える等、被災地の医療や保健の需要を踏まえた構成として差し支えないが、内閣府と事前に連絡調整を図るなど、法による応急的な医療の範囲での適切な実施に努めていただきたい。

また、一般的には精神保健対策で実施されるものと考えられるが、災害発生直後の混乱期の応急的な医療として精神保健面から保健師を派遣せざるを得ない事情にある場合についても内閣府と連絡調整を図ること。

【参考】精神保健についての考え方

阪神・淡路大震災では、震災による精神的ショック、長期避難生活に伴うストレス、将来への不安による不眠や頭痛等のいわゆる心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が注目され、精神保健面の重要性が認識された。通常、これらは中長期的に精神保健対策で対応すべきであるが、大規模災害の被災直後の対策として必要で、他で対応できない場合に法による対応も考えられる。

オ 個々の救護班が長期間にわたる活動を継続することは、個々の救護班に著しい負担を課することとなるので、できる限り短時間での交代ができるよう、その要員の確保に努めるとともに、短期間交代に対応するため、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施させること。

カ 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるので、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。

この場合、救護班の撤収に当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継がせること。

キ 被災都道府県は、自らが編成し得る救護班では十分な救助がなし得ないと判断した場合は、速やかに他の都道府県に対し救護班の派遣要請を行うこと。

行政機関が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行うことができない場合は、速やかに内閣府へ連絡し、派遣要請依頼の調整を図ること。

ク 被災都道府県以外の都道府県は、次により救護班の応援派遣等について配慮すること。

(ア) 被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき救護班を速やかに派遣すること。また、状況に応じて、災害援助協定に基づき自らの判断により救護班を派遣すること。

(イ) 災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することも考えられる。

(ウ) 応援派遣される救護班は、初期の医療活動が自己完結的に行えるよう、最低限度の医薬品や医療器材のほか、食料・飲料水、その他の生活必需品等を携行し、必要に応じて野営等もできる装備で被災地入りすること。

ケ 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。

救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所等において実施することが考えられること。

行政機能が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場合は、速やかに内閣府に救護班の受け入れ調整を要請すること。

- コ 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。
- サ 被災都道府県は、自らの判断により単独で被災地入りし、医療活動を行う者に対して、自らの調整の下に活動する救護班となるよう要請すること。
- シ 災害が発生した場合、救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局と連携を図り、これらの状況を速やかに把握すること。

【参考】DMAT (Disaster Medical Assistance Team ; 災害派遣医療チーム) による災害医療活動について

日本DMAT活動要領、都道府県DMAT運用計画等に基づき被災地に派遣されるDMATにかかる費用については、災害救助法が適用され、かつ以下の要件を満たした場合に、法による医療として費用支弁を行うものとする。

- 1 都道府県とDMAT指定医療機関の間で締結された事前協定に基づくこと。
- 2 被災都道府県の要請に基づき、DMAT派遣が行われていること。
- 3 災害救助法が適用された市町村で救護（精神的医療ケアを含む）活動を行うこと。

なお、費用の支弁は、都道府県と医療機関との事前の協定、業務計画に基づくものとし、国庫負担の対象となる費用は、原則として次による。

- (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 精神的医療ケアを行った際の実費
- (3) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

(5) 期間

法による医療を実施できる期間は次により定めること。

- ア 法による医療が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の法による医療の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が14日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより医療を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による医療を実施する期間を災害発生の日から14日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による医療を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により医療を実施する期間を延長できる。
 - (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - (イ) その他の場合には延長する期間を原則として14日以内で定めること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれかの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(6) 基準額

法による医療のため支出できる費用は、原則として次による。

- ア 法による医療のため支出できる費用は、基準告示において、救護班による場合は、薬剤、

治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とすることと定められていること。

このほか、救護班が使用する消耗品の費用等が考えられるが、これらについては「修繕費等」の「等」に含まれると考えられる。

イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等を医療業務に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。

(ア) 地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。

(イ) 日本赤十字社の職員等については、法第19条の規定により委託費用として日本赤十字社に対して補償すること。

(ウ) 法第7条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護師等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第12条に基づき扶助金の支給が行われる。

(エ) その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第12条による扶助金の支給対象とはならない。

ウ 法による医療のため支出できる費用は、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内と定められているが、原則として、これらについては、この額以内なら全て認められるということではなく、法の趣旨から、当然、特別な理由があり必要と認められる場合に、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、この額以内で行うことができるということであるので留意すること。

エ 救護所を設置したときの借損料（建物、仮設便所及び間仕切り等の設備、機械、器具並びに備品の使用謝金又は借上料）等は原則として次によること。

(ア) 日本赤十字社の設置する救護所については、「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」（昭和34年8月18日社発第428号厚生省社会局長通知）の記5の（2）により、法第16条の規定に基づく委託が行われ、法第19条により補償すべき費用となっている。

(イ) その他の救護所等については、通常、避難所内に設置され、避難所の設置のため支出できる費用と分ち難いことから、避難所の設置のため支出できる費用として整理されている。

したがって、避難所の設置のため支出できる費用と別に救護所の設置のための支出が必要な場合は、事前に内閣府に連絡調整して設置すること。

オ 救護班以外の者が任意に行った医療活動は、原則として、使用した医薬品衛生材料の実費等についても支出することは認められない。

ただし、DMATとの協定や医療に関する協定で対応できる範囲を超えるような災害の場合には、任意の医療活動を行うために被災地にいる医師等を近隣の者と解し、法第8条に基づく協力命令により都道府県知事の管理下に医療を行わせた場合は、当然、使用された医薬品衛生材料等の実費は支出できる。

なお、協力命令は、強制力を伴う従事命令と異なり、公用令書等による必要はない。また、都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請で、その調整下に行われた医療

も、都道府県が市町村長に法第8条の権限を委任したことを公示している場合には、協力命令による救助と解して差し支えないが、従事命令・協力命令等の命令については、基本的に都道府県が行うことが望ましい。

カ 通院中（在宅医療を含む。）の患者等で、災害のため薬剤等が得られないため、直接生命にかかわるような事態を招く者、又は、日常生活に重大な支障をきたす者に、必要な薬剤、水、電源、機・器材等を給与等した場合、これらの物資の購入・輸送等に要する経費で、他の制度によることができないものについては法による救助として、医療又は応急救助のための輸送費として差し支えない。

（7）必要な書類

法による医療を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救護班

- （1）救助実施記録日計票
- （2）医薬品衛生材料受払簿
- （3）救護班活動状況

イ 都道府県又は委任を受けた市町村

- （1）救助実施記録日計票
- （2）医薬品衛生材料受払簿
- （3）救護班活動状況（写）
- （4）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- （5）医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

7 助産

（1）助産の実施

法による助産については、原則として概ね法による医療の例に準じて取り扱われることとなるが、医療とは若干異なる点もあるので留意して取り扱うこと。

（2）期間

法による助産を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による助産が必要な期間等が予測できる場合、又は、一定期間以上の助産の必要性が明らかな場合等は、その期間によること。ただし、災害発生の日以前又は以後の7日を超えた分べんを対象とし、分べんした日から7日を超えて実施する場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより助産を実施する期間等を定められない場合は、とりあえずそれぞれの期間を7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた分べん日又は期間内に法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による助産を実施する期間を延長できる。

（ア）延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

（イ）その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

法による助産は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給の範囲内において行うこと。

なお、法による助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

(4) 必要な書類

法による助産を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 衛生材料等受払

ウ 助産台帳

エ 助産関係支出証拠書類

(注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

8 被災者の救出

(1) 趣旨

災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出すること。

ア 災害のために、現に生命身体が危険な状態とは、必ずしも災害が直接的な原因となっていることは要しないし、また、その原因も不可抗力か本人の過失かなども問われない。

(注) 被災者とは、厳密には災害を原因とする者のみとも解せられるが、生命等に係わる問題で厳密な運用を行うことは必ずしも適切ではないので、通常、アにより運用している。

イ 現に生命身体が危険な状態とは、客観的に明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければならぬ状態におかれているような場合をいう。

ウ 生死不明の状態とは、生死が判明しない者をいい、行方不明であるが死亡が明らかな者或いは死亡が客観的に推定される者については、後述の死体の捜索として行うこととしている。

なお、一般的な救出の期間である3日間経過後は、明らかに生存している者を除き、死体の捜索として取り扱うことが通例である。

ただし、明らかに生存している者がいる場合については、内閣総理大臣に協議の上、救出期間を延長できること。

また、法による災害にかかった者の救出も死体の捜索も、整理上の問題であり、実施する内容等は、基本的に何ら変わらない。

エ いわゆる通常の避難は、法による被災者の救出には当たらない。

オ 法による被災者の救出は、人の救出だけに限定される。

財産はもとより、救出される者が大切にしている愛玩具、動物等についても、原則として対象とはならない。

ただし、ともに救出しなければ、本人の救出に支障がある場合又は本人の精神に重大な支障をきたすおそれのある場合で、被災者全体の救出に特に支障がないときに、本人以外のものの救出又は運搬を妨げるものではない。

(2) 期間

法による被災者の救出を実施できる期間は原則として3日以内とする。災害のため生命又は身体が危険な状態にあるような者などの捜索又は救出は、最も緊急を要する救助であるから、3日以内で終了するよう努めなければならない。

ア 3日を経過した時点で、生存が明らかであるにも関わらず救出ができないときには、内閣総理大臣と協議の上、救出を実施する期間を延長できる。

イ 3日を経過した時点で、生死不明となっているときには、原則として法による死体の捜索に切り替えて実施すること。

この取扱いは、単に事務上の整理として被災者の救出から死体の捜索に切り替えて整理しておけば良いというもので、遺族の心情等を勘案し、改めて切り替える旨を公表する必要はないので留意すること。

なお、法による被災者の救出も死体の捜索も、救助の程度及び方法等についてなんら差異はないことは前述のとおりである。

ウ 救助種類の変更については公表せざるを得ない場合で、遺族等の心情から死体の捜索に切り替えることができないときには、内閣総理大臣に協議の上、法による被災者の救出として継続することもやむを得ない。

(3) 基準額

法による災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

ア 法による被災者の救出は、その性格から、人命の救助に必要であれば、真に必要やむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によるべきである。

イ 法による被災者の救出のために支出できる費用は、特に額の限度が定められていないが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないが、例えば、正当な報酬等の範囲内で救助に協力しないような者がいたときには、法第7条又は第9条の規定により強制権を発動する等の措置により、正当な価格の維持に努めることなども検討すべきである。

(4) 必要な書類

法による被災者の救出に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出用関係支出証拠書類

9 被災した住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領（別添3「（災害名）における住宅の応急修理実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたい。

(2) 期間

法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

【参考】平成19年（2007年）能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており（半島振興法）、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、同年3月25日から7月25日迄の期間の延長をあらかじめ特別基準として対応した。

(3) 対象者

法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものである。

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しない場合が対象となる。その趣旨は、法に基づく応急修理は、住家が半壊等の被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるようにするものであるのに対し、応急仮設住宅の供与は、住宅が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、仮の住まいとして提供されるものであるため、その対象が異なるためである。

ア 法による住宅の応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象とする。

なお、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

イ 住家が半壊等の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

ウ 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者の取扱いについては、前年（又は前前年）の世帯収入が、以下のいずれかを満たす世帯であることを要件とする。（大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、資力要件を問わない。）

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯年収 ≤ 500万円	なし	なし
	世帯主が 45歳以上	世帯年収 ≤ 700万円		
	世帯主が 60歳以上	世帯年収 ≤ 800万円		
要配慮世帯	世帯年収 ≤ 800万円			

(注) 要配慮世帯については、別紙1参照。

世帯年収については、別紙2参照。

エ 法による住宅の応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償等で対応されるのが原則であるからである。

したがって、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他、真にやむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、内閣総理大臣と協議のうち、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。

カ 借家等の取扱いについては次によること。

(ア) 借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。

(イ) 借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理をできるだけ相当額の貯金又は不動産がなく、応急修理をできるだけの一時的な借金ができないとは考えにくい、住宅の修理は前述のとおり住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行わず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。この場合、住宅所有者に行うものではないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

(ウ) 1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位（ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。）に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

(4) 基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

この基準告示に定める額を超える場合として特別基準の設定を認めたケースは、次の2つの要件をいずれも満たした災害である。

- ① 冬季又は冬季直前の時期であること。
- ② 特別豪雪地帯又は冬季の気温が摂氏マイナス10度以下の環境になる地域であって、寒さ対策として二重ガラスの設置など特別の配慮が必要であること。

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、大工、左官等の工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 法による応急修理の基準告示の額は、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分の修理にかかる費用として設定したものである。

したがって、世帯毎に基準告示の額の範囲内で修理するものであり、いわゆるプール計算（世帯によって、その費用が限度額を超えることがあっても、1世帯当たりの平均金額が限度額内であればよいとする制度）は、原則認められない。

しかしながら、世帯の規模、居住者の身体の状況等によって、この原則を貫くことが必ずしも適当でないときもあることから、全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内で実施できる限りにおいて、都道府県知事が合理的な理由に基づく方針を定め、これを超える修理を認めて差し支えない。

ただし、法による住宅の応急修理のため支出できる費用の額を超えた修理を認める場合、修理の程度について公平性を欠くことのないよう留意して認定すること。

また、この場合の認定は都道府県知事が行うこととし、市町村長に救助の委任をすることはできない。

ウ 全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内では十分な応急修理が実施できないときには、内閣総理大臣に協議すること。

ただし、法による住宅の応急修理は、住宅の現状復旧は勿論、災害による住宅の損害がある程度でも補填するような性格は全くなく、日常生活に不可欠な部分の一時的な修理であることに厳に留意し、被災者が起居するために最低限必要な応急的な修理の範囲内に留めること。

エ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

(5) 留意点

ア 応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(ア) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。

- ① 災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、

以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④ 家電製品は対象外である。

【参考】住宅の応急修理にかかる工事例

- ・ 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ・ 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ・ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ・ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり6畳を限度とする）
- ・ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ・ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ・ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ・ 壊れた給排気設備の取替
- ・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ・ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ・ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

イ 手続きの流れ

(ア) 災害発生前にあらかじめ行っておくこと

- ① 都道府県又は事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という。）が、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者に周知する。
- ② 都道府県等が業者指定を行う。必要に応じて追加削除等の指定業者リストの管理を行うこと。

(イ) 災害発生後の手続き

都道府県等は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、都道府県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、2に対応）

通常の手続き		修理件数が著しく多数となる場合	
①	希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。		
②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。	②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙とともに 修理依頼書 を交付する。
③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、 修理依頼書を渡す 。
④ ④' ④''	委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）都道府県等の窓口提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤	都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。		
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤	委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図1 通常の手続き

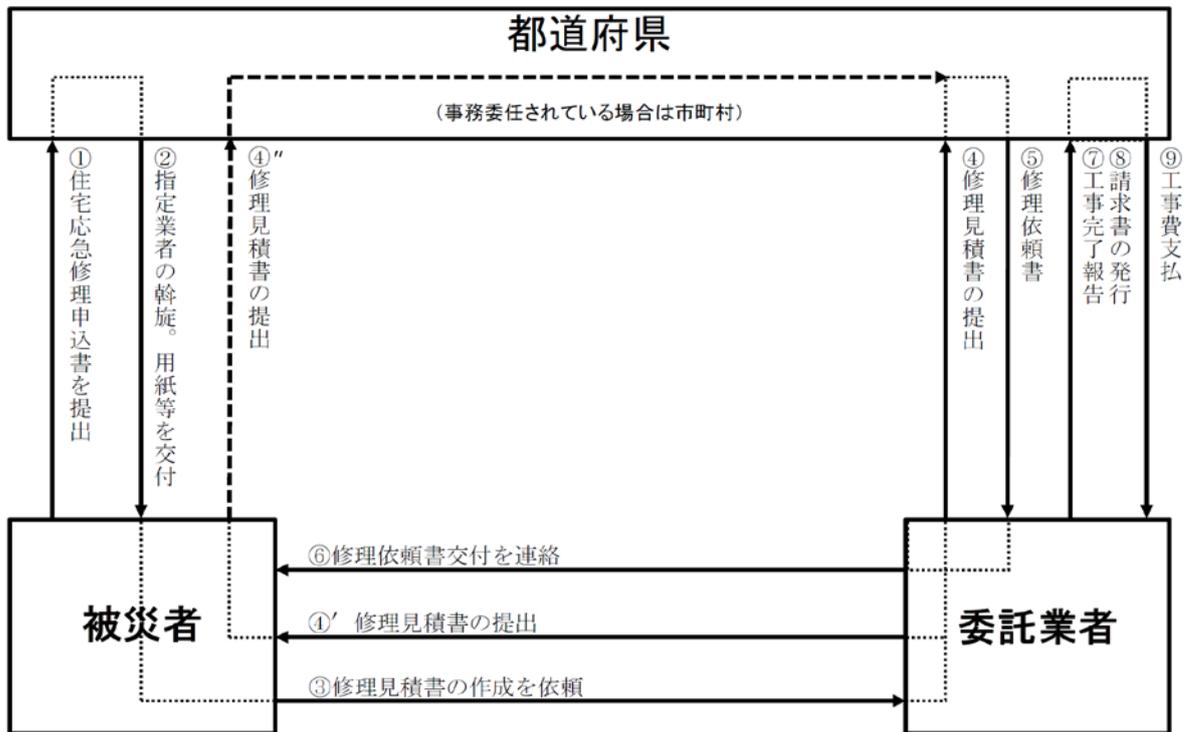
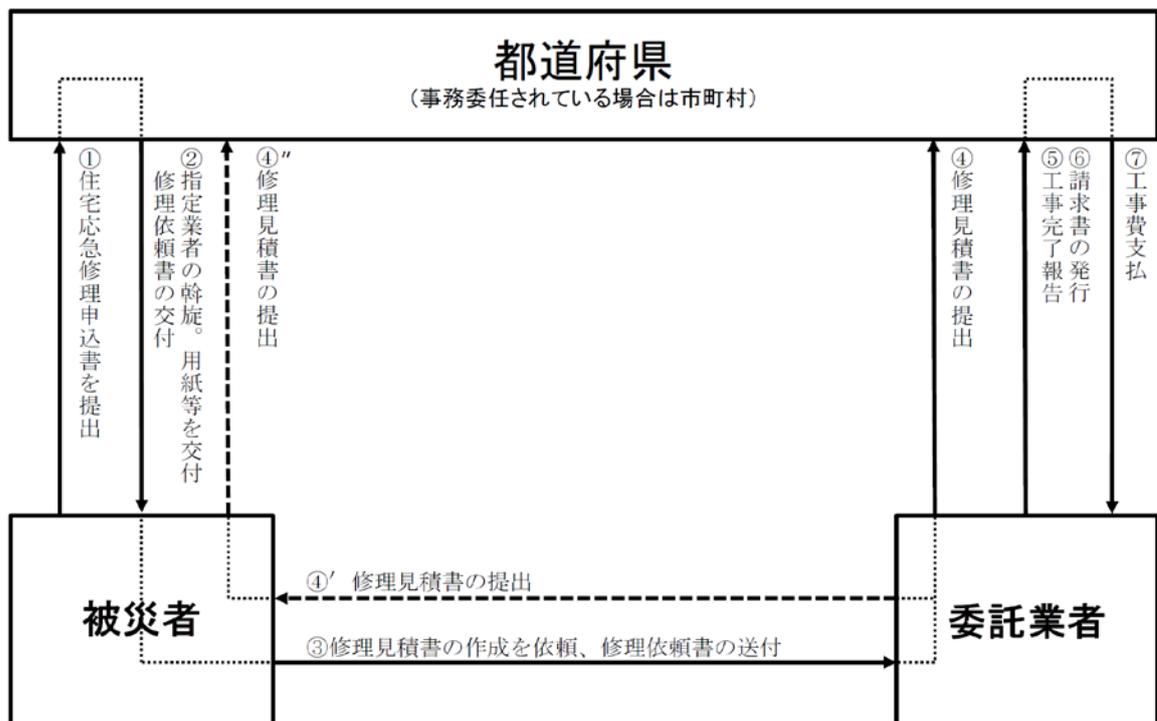


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



(6) 必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 住宅の応急修理記録簿
- (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

別紙 1

要配慮世帯

要配慮世帯とは、以下に掲げるものとする。

①	心神喪失・重度知的障害者	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
②	1級の精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
③	1級又は2級の身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
④	1級の障害基礎年金受給者	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級である者が属する世帯
⑤	1級の特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級である者、同法第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
⑥	特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
⑦	厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者が属する世帯
⑧	特級、1級又は2級の公害健康被害者	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年

		法律第百十一号) 第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号) 第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当する者が属する世帯
⑨	常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
⑩	①又は③に準ずる 65 歳以上の者	精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずる者が属する世帯
⑪	治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
⑫	配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法(明治二十九年法律第八十九号) 第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者が属する世帯
⑬	父母のいない児童	父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
⑭	生活保護の要保護者	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第六条第二項の要保護者である者が属する世帯

別紙 2

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅の被災日の属する年の前年（又は前前年）の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかる同法313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

10 学用品の給与

(1) 速やかな給与

災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこと。

ア 法による学用品の給与に当たっては、教育委員会、学校等の協力を得て、学籍簿や被災者名簿等により、被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して配分計画表を作成するなどし、計画的に行うこと。

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なること、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

イ 法による学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1カ月以内、その他の学用品については15日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うことを原則とする。

ア 法による学用品の給与は、災害により義務教育等の遅滞を防止するものであるから、幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の者は原則として対象としないこととし、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部は対象としている。

イ 法による学用品の給与については、災害のため住家等に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、流通機構等の一時的な混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品をただちに入手することができない小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に対して必要最低限の学用品を給与し、これらの者の就学の便を図るものである。

ウ 法による学用品の給与は、居住する住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して行うことを原則とするが、通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と認めたとときに限り給与して差し支えない。

ただし、この場合の判断に当たっては、市町村長から状況報告等を受けることは差し支えないが、認定については市町村長に委任できない。

エ 被災後に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない（特に必要性が認められる場合は、内閣総理大臣に協議して給与すること）。

オ 法による学用品の給与は、原則として、一律に給与すべきではなく、実際に使用するものを喪失又は毀損した場合に最低限必要な量を支給すること。特に、学校等に実務の協力を得て行うときには、関係者の法の趣旨に対する理解を十分に得て、一律に給与などが行われないう周知すること。

カ 対象となる公・私立諸学校があるが、支給漏れの無いように十分都道府県及び市町村で連携をとること。

キ 長期休み期間中等に災害が発生した場合、支給調査が困難になることが思慮されるが、始業に極力影響の出ないように配慮すること。

(3) 対象品目

法による学用品の給与は、応急的なものであり、必要の範囲内で行われるものであり、予備的なものは含まれないことに留意し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

なお、法による学用品の給与として支給できる学用品は、被災状況、程度及び当該地域の実情に応じて個々に定めて差し支えないこととされている。

ア 教科書

教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

ウ 通学用品

傘、靴、長靴等の通学用品

エ その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具等

(4) 基準額

法による学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代として、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

学校法人の設置する学校が使用している教材は公立学校の例による。

なお、教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので、辞書、図鑑等の類は、原則として含まれない。

イ 文房具、通学用品及びその他学用品費は、基準告示に定める額以内とする。

(ア) 文房具及び通学用品費として支出できる費用の額は、当面の就学通常最低限必要なものを積算して定めたものであるため、給与に要した費用の平均額がこの額の範囲であればよいということではなく、個人毎にこの額の範囲で実施することを原則とする。

したがって、救助を要する期間の長期化等により、この額を超えた給与が必要な場合には、内閣総理大臣に協議して実施すること。

(イ) 小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の判定の時点は災害発生の日とするが、災害が入進学時に発生し、既に個人毎に現に所有している入進学後の学用品に被害を受けたようなときには、個々の実情に応じ、それぞれ小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に準じて取り扱って差し支えない。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算しても差し支えない。

(5) 必要な書類

法による学用品の給与に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

11 埋葬

(1) 速やかな実施

災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬すること。

ア 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。

イ 地元火葬場が被災したときには、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送体制等について検討すること。

ウ 火葬場の被災等により地元での火葬が困難なときは、速やかに他の都道府県に応援を要請し、これらの協力を得るなどし、法による埋葬を円滑に行うこと。

(2) 留意点

災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものであるので留意すること。

ア 法による埋葬は、災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧な埋葬を行うこと。

イ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わない。

(ア) 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。

(イ) その他の病気等でたまたま災害時に亡くなった者に対しても法による埋葬を実施して差し支えない。

(ウ) 災害発生以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。

ウ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないこと。

なお、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行って差し支えない。

エ 法による埋葬は、災害の際に亡くなった者に対し、遺族がいないか、遺族がいても、災害による混乱期等のため、資力の有無にかかわらずその遺族が埋葬を行うことが困難な場

合に実施するものである。

なお、埋葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。

- (ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。
 - (イ) 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。
- オ 法による埋葬を外国人に対して行うことも差し支えないが、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗・習慣・宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることから、できる限りこれらについて配慮すること。

(3) 期間

法による埋葬ができる期間は次により定めること。

- ア 法による埋葬に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の埋葬に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより埋葬を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による埋葬を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による埋葬が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により埋葬を実施する期間を延長できる。
 - (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - (イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。
 - (ウ) 更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 支給範囲

法による埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。

- ア 棺（付属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ウ 骨壺及び骨箱

(5) 基準額

法による埋葬のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

- ア 基準告示に定める額は、棺及びその付属品等の最小限必要な物品を揃え、最小限必要な埋葬又は火葬等の措置を行える額により設定されている。

したがって、法による埋葬のため支出できる費用は、平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、原則として、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

- イ 法による埋葬の程度は、災害による一時的混乱時期に行うものであって、いわば応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。

ただし、災害発生から一定期間を経て、一定の体制が確保できた段階で、基準告示に定める額以内で、その地域における最低限の葬祭と認められる範囲の葬祭を仮葬として実施することを認めないとする趣旨ではない。

ウ 供花代、酒代等は、非常時の混乱したときに行われる仮葬に必ずしも必要なものとは言いがたいので、法による埋葬の費用として考えていない。

ただし、その地域において最低限必要なものを、基準告示に定める額以内で行うことを認めないとする趣旨ではない。

エ 埋葬の際の通常の人件費及び輸送費相当は、基準告示に定める額に含まれている。

ただし、当該市町村の火葬場が被災により使用できなくなった場合及び他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならないなどの特殊な事情にあり、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が特に必要となった場合には、事前に内閣総理大臣に協議の上、特別基準を設定して、支出すること。

オ 葬祭等を実施するゆとりのないときであっても、遺族等の心情を斟酌し、遺体の取扱いにあってはできる限り丁寧に扱うこと。

(6) 現物支給

埋葬は、いわゆる土葬であっても、火葬であっても差し支えないが、制度の性格から、救助の実施機関である都道府県又は市町村が現物支給することを原則とする。

ア 現物支給を原則としているので、救助の実施機関である都道府県又は市町村が火葬、土葬又は納骨等の役務提供までを含めて行うことも差し支えない。

イ 現物支給を原則としているが、制度の趣旨から、棺、骨壺等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませることも差し支えない。

ウ 特別な事情があり、原則として第三者により埋葬が行われたときに、例外的にその実費（基準告示に定められた額を支給するものではなく、実際に支出された実費とするので留意すること。）を、基準告示に定める埋葬のため支出できる費用の額以内で支出して差し支えない。

(7) 法適用市町村以外での埋葬

法による救助が適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置すること。

ア 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事が統括する市町村である場合は、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が法による埋葬を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

イ 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村である場合は、当該市町村長は、前号の例により措置することとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県知事が支弁すること。

この場合の埋葬は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第20条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。

(8) 災害以外の遺体の取扱い

法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合においては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところに従って、その遺体を措置すること。

当該措置後において、当該救助の実施期間内にその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合に限り法による救助の実施とみなして取り扱い、それに要した費用については前述の例により取り扱って差し支えない。

(9) 必要な書類

法による埋葬を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

1.2 死体の捜索

(1) 死体の捜索の実施

災害が発生したときには、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、速やかに捜索を行うこと。

なお、法による死体の捜索については、原則として概ね法による被災者の救出の例に準じて取り扱われることとなるが、被災者の救出とは若干異なる点もあるので留意して取り扱うこと。

(2) 期間

法による死体の捜索を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による死体の捜索に必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の捜索の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより死体の捜索を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の捜索を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による死体の捜索を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による死体の捜索を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

法による死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

法による死体の捜索も、法による被災者の救出同様、遺体を回収するために必要であれば、

真に必要なやむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないことは、被災者の救出と同様である。

(4) 必要な書類

法による死体の捜索に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 死体の捜索状況記録簿
- エ 死体捜索用関係支出証拠書類

1.3 死体の処理

(1) 死体処理の実施

災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置する等、検案体制の整備を図り、効率的に検案を行うこと。災害発生直後の混乱期に遺体が発見された場合は、原則として、次により必要に応じて法による死体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡すこと。

ア 遺体識別のため、また、遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復しなければならないことなどから、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置等を行うものである。

イ 遺体の身元を識別するため、また、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないなどのことから、法による死体の処理として、遺体の一時保存を行うものである。

ウ 医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなさなければならないことから、法による死体の処理として、検案を行うものである。

エ 災害発生直後の混乱期であっても、遺体の取扱いに当たっては、遺族の心情を察し、できるだけ丁重に取り扱うこと。

オ 遺体の検案は原則として救護班が行うこと。ただし、救護班によることができない場合は他の医師により検案を行って差し支えない。

カ 法による死体の処理は、災害の混乱期に行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わないことは、埋葬等の場合と同じである。

(2) 犯罪等の疑いのある場合

死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による死体の処理は行わないこと

は埋葬の場合と同じである。

また、同様に、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡されたときには、必要に応じて遺体の一時保存等、法による死体の処理を行って差し支えない。

(3) 期間

法による死体の処理ができる期間は次により定めることとする。

ア 法による死体の処理に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上、遺体の処理に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより死体の処理を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の処理を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に遺体の処理を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により遺体の処理を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による死体の処理のため支出できる費用は、次によること。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 基準告示に定める額は、最小限必要な措置を行える額により設定されているので、これらに要する総費用の平均額がこの額の範囲内であればよいということではなく、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

ウ 遺体の一時保存のため支出できる費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合はこれらに要する費用の平均額で1体当たり基準告示に定める額以内とし、ドライアイス等が必要な場合は、各々、当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が認められるが、遺体の一時保存のための通常の人件費及び輸送費は、基準告示に定める既存の建物を利用できない場合の遺体の一時保存のための費用に含まれている。

したがって、他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならない特殊な事情にある場合などには、内閣総理大臣に協議して別途賃金職員等雇上費又は輸送費として支出する。

(5) 法適用以外の市町村の場合

法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、又は当該災害によるものであると推定できない場合のいずれの場合についても埋葬の例によること。

(6) 必要な書類

法による死体の処理を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 死体処理台帳
- ウ 死体処理費支出関係証拠書類

14 障害物の除去

(1) 障害物の除去の実施

災害が発生したときには、法による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下、「障害物の除去」という。）が必要な住宅に対して、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかにこれらの除去を行うこと。

特に、障害物の除去の対象者については、自らの資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ない者をその対象としているところであるので、できる限り適正な判断をするとともに、対象者の判断に時間をとられることなく迅速な障害物の除去を行うこと。

法による障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難しいときには内閣総理大臣に事前に協議すること。

(2) 対象者

ア 法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。

(ア) 法による障害物の除去は、災害により受けた被害を補償するものではなく、障害物のために日常生活を営むのに支障をきたす場合に、応急的に最低限必要な場所を確保するため行うものであるから、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし、物置や倉庫等は対象とならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合には実施する必要はない。

(イ) 法による障害物の除去の程度は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではないので、主要な障害物を除去すれば一応は目的を達せられ、その後の室内の清掃等は、通常、居住者によってなされることとしているので、法による障害物の除去には含まないことを原則とする。

(ウ) 自らの資力では障害物の除去ができない者には、相当額の貯金又は不動産等がある者や障害物の除去のための一時的な借金ができるような者は原則として含まないことは他の救助の場合と同様である。

(エ) 障害物の除去は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合を想定しているが、法の適用以前の浸水、火災時の破壊消防等によるものであっても、現に障害物の除去を必要とし、自らの資力では実施できない者については、対象として差し支えない。

(オ) 障害物の除去の対象は、この制度の趣旨から、全焼、全壊及び流失の住家や、床下浸

水の住家には実施する意味がないことから、半焼、半壊又は床上浸水の住家とする。

また、制度の趣旨から、住家が半焼、半壊又は床上浸水したからといって、必ず行わなければならないものではない。

(カ) 障害物の除去は、住宅の応急修理と同様の理由で、そこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らの所有する住家か、借家等かを問わないことは他の救助（応急仮設住宅及び住宅の応急修理）の場合と同様である。

イ 法による障害物の除去において、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施するものであり、事前に内閣総理大臣あて協議の上、同意を得て行うこと。

また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱については、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

なお、豪雪災害における除雪においては、特別基準を設置して除雪の実施期間を延長するだけでなく、その他の風水害や地震と異なり長期間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了して実施期間を延長しなかったとしても、再び除雪の必要性が発生した時点で、除雪の実施を再開することが可能である。

(3) 期間

法による障害物の除去を実施できる期間は次により定めること。

ア 障害物の除去に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより障害物の除去を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による障害物の除去を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による障害物の除去を完了できない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により障害物の除去を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

ア 1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たりの平均を示したものである。

イ 特別な事情があり、全体の平均が、法による1世帯当たり障害物の除去のため支出でき

る費用の額以内で対応できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。

ただし、法による障害物の除去は、(2)のイのとおり、被災前の状態に戻すいわゆる現状復旧は勿論、災害による住宅の損害を補填するような性格は全くないので、原則として、その場所は被災者が起居する日常生活に不可欠な最低限必要な場所に、また、その程度は主要な障害物を除去するにとどめること。

ウ 法による障害物の除去のため支出できる費用は、機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、並びに工事等事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させた場合の従業者の実費弁償の額については、障害物の除去のため支出できる費用の額に含まれるものであることは住宅の応急修理の場合と同様である。

エ 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用の額以内とすることは住宅の応急修理の場合と同様である。

(5) 留意点

法による障害物の除去については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市災害復旧事業等、関連施策に留意して実施すること。

ア 法による障害物の除去は、通常、住家内を対象としているが、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、また、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない。

ただし、道路又は河川等、管理責任者がいる場合は、それら管理責任者が実施すべきで、通常、他の制度により実施ができるときには他法他施策を優先させることとなるので、法による救助の対象とならないのが通例である。

イ 災害による発生したごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により除去されることとされているが、同法による除去は公衆衛生の維持向上を目的とし、敷地内は占有者等が行うこととされているため、これらのものが日常生活に支障をきたす場合、又は、身体・生命に危険を及ぼす場合等には、通常、敷地内からの搬出に限り、法による障害物の除去の対象となる。

【参考】阪神・淡路大震災では、廃棄物の処理として、がれきの収集・運搬等に加え、特例的に損壊した家屋等の解体についても公費で措置することなどとし、敷地内のがれき等についても措置されたため、法による障害物の除去として敷地内の建物のがれき処理等は行われなかった。

ウ 都道府県ないし市町村が業者に委託して実施する場合には、対象世帯ごとに委託しても、一括で委託しても差し支えない。

(6) 必要な書類

法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物除去の状況

ウ 障害物除去支出関係証拠書類

1.5 輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 法による輸送の例

法による応急救助を実施するために必要な輸送としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模・態様が様々であることから、次に掲げる場合に、ここでいう輸送を必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

ア 被災者の避難のための輸送

(ア) 被災者の避難のための輸送には、避難者自身を避難させるための輸送と、被災者を誘導するための要員、資材等の輸送が考えられる。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られる。

したがって、5の(1)のアの(オ)の救出の場合と同様、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象とならない。

しかしながら、これらの運搬を行わなければ本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない。

(ウ) 被災者の避難のために必要な要員及び資材等の輸送の費用であるが、避難所設置のための要員及び資材の輸送は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な場合を除き、ここでいう輸送として支出しないこと。

特別な場合とは、離島のため空輸等が必要な場合、交通が著しく混乱し通常の方法での確保が極めて困難な場合等が考えられる。

(エ) 堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害予防及び被害拡大防止のための費用はその効果が避難と同一効果をもたらすものであっても、法による救助ではなく、他の制度により費用を負担すべきものであるため、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、法による救助のために運搬した資材等を、緊急やむを得ない場合に、これら経費について他制度等で負担することを前提とし、これを利用させることを妨げるものではない。

(オ) 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の行った被災者の輸送等については、特別な事情がない限り、それぞれの業務として考えられ、それぞれが負担するのが通常であるから、原則としてここでいう輸送には当たらないこと。

ただし、法による救助の一環としてそれぞれの業務を超える範囲の救助に要した経費を求償されることがあるので、自衛隊等に派遣要請等を行った場合には、派遣契約の締結の際によく注意する(第3の8参照)とともに、要求があった際には、内閣府と連絡調整を図ること。

(カ) 輸送の対象となる避難は、原則として次のような場合の避難であって、市町村長の指示等に従って行われた避難とする。したがって、市町村長の指示等に従わずに、住民等が勝手に避難した場合の輸送は、原則として、ここでいう輸送には当たらない。

① 都道府県知事、市町村長又は警察官等により避難命令(勧告)等が発せられた場合の避難。

② 緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難命令等が発せられる暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、災害直後のことでもあり、橋梁の流失、道路の決壊等があつて、帰宅しようにも帰宅することが困難な場合等には、帰宅の輸送も認めて差し支えない。

イ 医療及び助産のための輸送

(ア) 医療等のための輸送は、救護班では対応できない重篤な患者を病院又は診療所（以下、「病院等」という。）へ輸送する場合、又は、救護班を被災地や避難所等へ輸送する場合などの輸送である。

(イ) 救護班の医薬品及び衛生材料等の輸送については、原則として救援物資の輸送として整理すること。

(ウ) 病院等を退院の際の輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、傷病が癒えず、重症ではあるが在宅で療養ができるとの診断がなされ、帰宅する場合などで、自らの力で帰宅することが著しく困難な場合には、法による輸送を行って差し支えない。

ウ 被災者の救出のための輸送

(ア) 被災者の避難は被災からの予防的な救助であるのに対して、被災者の救出は最も緊急度の高い応急的な救助と考えられる。

避難であるか救出であるかは、被災者の急迫度合いによるものと考えてよいが、その考え方、手段及び方法はほぼ同一と考えられ、被災者の避難の場合に準じて取り扱って差し支えない。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られ、ペット、家財等の運搬は対象としないが、本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではないこと、災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、救出と同一の効果をもたらすものであつても、ここでいう輸送には当たらないこと、また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した輸送についても、それぞれで負担するのが通常であり、原則として、ここでいう輸送に当たらないことは、被災者の避難の場合と同様である。

エ 飲料水の供給のための輸送

(ア) 飲料水の供給のための輸送には、飲料水そのものの輸送と、飲料に適する水を確保するための輸送とが考えられ、いずれも飲料水の供給のための輸送として差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するための輸送とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理に必要な要員、機械、器具及び資材の輸送をさす。

オ 死体の捜索のための輸送

死体の捜索のための輸送は、被災者の救出のための輸送と同様に考えて差し支えない。

カ 死体の処理のための輸送

(ア) 死体の処理のための輸送には、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救護班の輸送、遺体の処理のための衛生材料等の輸送、遺体の発見場所から一時安置所までなどの遺体そのものの輸送、並びに遺体を輸送するための要員等の輸送などが考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための資材及び要員等の輸送については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、特別の事情がない限り、ここでいう輸送とはならない。

キ 救援用物資の輸送